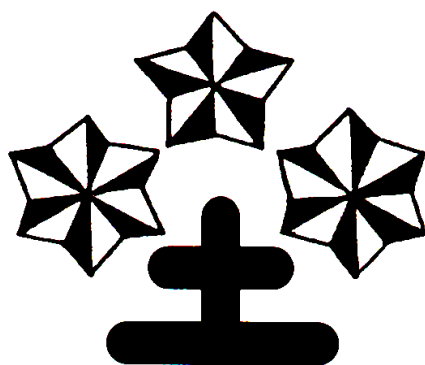


大野小学校

いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

甲賀市立大野小学校

目 次

1. 学校の教育方針等
2. いじめ防止等のための基本方針策定の理由
3. 基本方針策定の法的根拠
4. 基本的な方向
5. 学校の行う教育への生徒指導の位置づけ
6. 生徒指導の体制
7. 学校・家庭・地域の連携
8. 児童会等による主体的な活動
9. いじめ防止等の指導體制・組織的対応等
10. いじめの防止の方策
11. いじめの早期発見
12. いじめへの対処
13. パソコンやスマートフォンを利用したいじめや性的な
いじめへの対応
14. 重大事態への対応
15. 年間計画

1. 学校の教育方針等

大野小学校は 学校教育目標を「未来をつくる心豊かでたくましい子どもの育成」として様々な教育活動に取り組んでいます。子どもたちにもわかりやすい「よく考えて」「みんな仲よく」「最後まで」の合言葉で進めています。

- 豊かな心を育む 人間関係を円滑にする生活のルール
「いのち」「人権」を大切にした教育活動
豊かな人間性・社会性を育む体験活動の充実
- 確かな学力を育む 見通しのもてる学習スタイルの追求
基礎学力の定着
書くこと、話すことによる思考力の向上
- 健やかな体を育む 基本的な生活習慣の確立
健康な体づくり
運動に親しみ体力の向上を育む指導

2. いじめ防止等のための基本方針策定の理由

甲賀市では、人権尊重の都市（まち）宣言（平成17年12月19日）で、「あふれる愛と希望に満ちた都市（まち）を築く」ことを謳い、自他の生命の尊重を基盤としたまちづくりへの取組を進めてきました。現在では、事故やけがを効果的に予防することで、より安心安全なまちをつくる「セーフコミュニティ」の取組を進めています。このようななかにあつて、甲賀市におけるいじめ問題の現状は、看過できない事態にあるといえます。そこで大野小学校も基本方針を策定しました。

3. 基本方針策定の法的根拠

市は「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立した機を捉え、子どもの命を守りきるとの決意のもと、いじめを許さない風土と文化を社会全体で作りあげ、子どもが自らの命を輝かせ健やかに成長することができるいじめのないまちの実現をめざし、「甲賀市子どものいじめ防止条例」（以下「条例」という。）を制定しました。今後はこの基本方針に基づき、大野小学校も家庭、地域住民、その他の関係者と協働して次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守る態勢をつくりあげるとともに、いじめの防止等のための対策を確実に進めることとします。

4. 基本的な方向

成長過程にある子どもたちは様々な経験を通して、社会の中で自分の思い通りにはならない場合があることや時として我慢することが必要なこと、また、人間関係の在り方など、社会生活の基礎を学びながら成長していきます。私たちは子どもが引き起こすいじめ等の問題行動の背景を理解しながらも、早い段階でいじめを認知し継続させず、そして被害児童の生命や心身を守り保護しなければなりません。全ての児童が、いじめは許されない行為であることを学ぶことはもちろん、正しい社会生活の在り方を学び、成長できるように指導していかねばなりません。いじめは、いじめを受けた児童の心身の健

全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であり、時として犯罪となる行為です。いじめは、どの子どもにも起こりうるものであり、人権を著しく侵害する行為であり絶対に許されるものではありません。そして、いじめを「しない、させない、許さない」という姿勢を共有しなければなりません。

5. 学校の行う教育への生徒指導の位置づけ

学校教育全体を通して、全教職員の共通理解のもとに一致した考えで指導にあたります。学校教育目標が児童一人ひとりの行動のなかに具体化され、実践行動として個や集団の生活意識が高められていくようにします。児童の日々の生活のなかで起きる問題に対して、児童自らがその必要性を自覚し理解していくような方法で高まっていく指導を行います。

6. 生徒指導の体制

学校教育目標を具現化するために、また生徒指導の諸課題に対応するために校内に生徒指導会議を設置します。生徒指導会議は、校長、教頭、生徒指導主任、教務、養護教諭、担任で構成します。

7. 学校・家庭・地域の連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭との連携が必要です。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

保護者は、どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、日頃からいじめに加担しないよう指導に努め、また、子どものいじめ被害など悩みがあった場合は周囲の大人に相談するよう働きかけしておくことを大切にします。また、子どもの言動、表情、態度の変化に注意を払い、いじめを発見したり、いじめの可能性が疑われたりするときは、速やかに学校や市教育委員会、関係機関に相談・通報します。さらに、いじめ防止にかかる学校の取組を理解するとともに、地域の子どもを見守っている大人との情報交換に努め、保護者の立場からいじめ防止をめざし協働して取組むことを求めています。

学校評議委員会においても、いじめ対策について様々な立場の委員から建設的な意見をいただき取組を進めます。また、主任児童委員、民生児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら地域の教育力を高めていきます。

8. 児童会等による主体的な活動

児童の話し合いにより、種々の集会を自治的に運営できるようにします。1年生を迎える会、全校茶摘み、運動会の応援や競技、リサイクル作戦、ミニ百人一首大会、分団児童会、OVP活動等の活動を通じて自主性を高めるとともに、児童がいじめと向き合っ、防止し、他者を思いやり、いじめのない学校風土をつくりあげる取組を進めていきます。それらを支援していくことも極めて重要としています。

9. いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

いじめ防止等にかかる取組を実効的に行うため、いじめ対策委員会を学校の中に常設します。委員

会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、担任を基本とし、学校の実情や個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の参加を得ることとします。いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこととします。

10. いじめの防止の方策

いじめ防止のためには、学校教育活動全体を通じて、日々の活動の中で一人ひとりをしっかり見とれるよう取組を進めていきます。すべての児童に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる取組を行うとともに、児童に規範意識と自尊感情を醸成し、互いを思いやる豊かな心を育てていきます。道徳教育や人権教育の充実や、グループによる積極的な活動、幅広い体験活動、読書活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他者の気持ちを理解できる豊かな情報を培います。また、自他の意見の相違があっても、互いの考えを理解し合いながら建設的に調整し、解決していける問題解決能力を育てること、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力の磨きを、日常の教科学習や具体的な生活場面で意図的、計画的に指導します。

学校基本方針に基づき作成する「ストップいじめアクションプラン」の進捗管理を行い、いじめ防止の取組を進めます。

- ① 道徳教育や人権教育の充実と居場所づくり、読書活動、体験活動などの推進
- ② わかる授業づくり
- ③ 対話を通じたコミュニケーション能力の育成
- ④ 自尊感情の育成
- ⑤ 体験活動の充実
- ⑥ 児童の主体的活動の推進

11. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめ防止の大前提であることから、学校・家庭・地域等が一体となって児童を見守り、些細な兆候であっても常にいじめではないかと考え、学校組織として情報の共有ができる体制づくりが不可欠です。学校では、定期的なアンケート調査や教育相談を行い実態の把握に努めます。重大な被害が疑われる場合や不登校が予想される場合には、調査に向けた準備を早期に行います。また、県や市などの相談機関との連携により、いじめを訴えやすい環境を整えていきます。さらに、子どもの健全育成に関わる地域団体等とも連携して情報共有を行います。

学校は、平時から校内における児童生徒の指導体制や教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用して、児童や保護者、教職員からの相談に対応できる体制を充実させます。加えて、相談機関やその利用方法について、児童・保護者のみならず、学校運営協議会や地域関係者にも周知し、必要に応じて適切に活用できるよう啓発を行います。

12. いじめへの対処（具体的手順と指導の重点）

児童からいじめの相談を受けた段階や、いじめの疑いがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに、「学校いじめ対策委員会」を活用し、関係する児童から事情を確認するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携をして、適切な支援や情報の共有、具体的な今後の取組方策の策定等を行います。また、教育委員会への報告・連絡を行い、その支援のもと、管理職が中心となり、当該児童の家庭とも緊密に連携し、迅速かつ適切な対応に努めます。加えて、いじめを行った児童への必要な教育上の指導、いじめを受けた児童に対してのカウンセリングを行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合は、福祉や医療の他にも、司法、警察等の関係機関と迅速かつ適切な連携を図る必要があります。このため、学校では、平素から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校は、関係機関との情報共有をしておくことが大切です。また、学校内で対応した記録や支援内容を適切に保存しておく必要があります。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続していること
- ② いじめ行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること。

いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察していきます。

13. パソコンやスマートフォンを利用したいじめや性的ないじめへの対応

パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめは、他者の目に触れにくく、発見が困難です。

学校における情報モラル教育を進め、保護者にはその危険性等についての理解が進むよう、計画的に講演会等を開催したり学校広報等で啓発したりすることで、保護者と連携・協力し、両者で指導に当たることを大切にします。

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、地方法務局等の指導のもと、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。

また、子どもでもインターネット等において、性に関する過激な情報に触れることができる一方で、性的なことへの配慮やデリケートな問題であることの認識が不十分な場合もあります。そのため性的ないじめを一種の遊びと捉えて行ってしまう危険性があります。性的ないじめはいじめを受けた児童を心身ともに深く傷つけるものであり、犯罪と認定される場合もあるため、即時に対応し行為の重大性を教えることを重要とします。

様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童の発達の段階を踏まえた啓発を行うとともに、深刻な性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っていきます。

14. 重大事態への対応（手順と重点）

（1）重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

（2）事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 学校で重大事態と認知した場合、学校は速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に事態発生を報告します。
- ② 学校が主体となって調査を行う場合と市教育委員会が主体となって調査を行う場合があります。この調査では事実関係を明確にします。

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いつから(いつ頃から)か・誰から行われたか・どのような態様だったのか・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か・学校教職員がどのように対応したか |
|---|

などの事実関係を明確にすることです。この調査は、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。調査によって明らかになった事実関係について適時・適切な方法でいじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

- ③ 調査結果については、市教育委員会から市長に報告します。（場合によっては再調査もあります。）

15. 年間計画

「ストップいじめ行動計画・年間計画」 (甲賀市立大野小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	P T A ・地域の取組や活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学年引き継ぎ ■学校いじめ防止基本方針研修 □安心した学校生活の検証と授業の構造化 □縦割り色別班編制 □各種行事の縦割り活動 (行事・児童会活動) 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■児童アンケート実施 ■こころん週間：教育相談 (児童と担任) ■子どもを語る会 (個別懇談を受けて) □学校運営協議会 □個別懇談の実施 □情報モラル教育 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大野の子どもを語る会 (民生児童委員、駐在所、人権擁護委員、安全リーダーなど地域の方の参加)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■学習参観 (各学級人権学習の実施) 	<ul style="list-style-type: none"> △PTA 広報配布 ▲親子人権学習会
7月	<ul style="list-style-type: none"> □長期休み指導 □学校評価アンケート実施 (児童) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> □教職員研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめ・人権に関する生活目標の設定 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■こころん週間：教育相談 (児童と担任) ○リサイクル作戦 (縦割り活動、地域への協力依頼) □学校運営協議会 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> □音楽会参観 (大野教育の日) 	◇秋日祭 (大野)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■●人権週間 (全校放送・人権集会・人権宣言) □学校評価アンケート実施 (児童、保護者、教職員) □年末年始休み指導 □学校運営協議会 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> □児童教育相談アンケート実施 ■こころん週間：教育相談 (児童と担任) □学校評価検討会 (アンケートの結果を受けた振り返りと来年度への改善点を共有する会議) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆大野の子どもを語る会 (民生児童委員、駐在所、人権擁護委員、安全リーダーなど地域の方の参加)

	□情報モラル教育	
2月	□子どもを語る会	
3月	□年度末・年度初め休み指導 □学校運営協議会	△PTA 広報配布
通年	□校内人権デー（毎月教職員が輪番で担当） □家庭訪問の随時実施 □人権コーナーの設置（校内人権デーと連動） ○縦割り活動 ○分団による集団下校 □心づくり部会（隔月開催） □校報毎月配布（全戸回覧） □各学級の様子・共通理解が必要な児童の報告（職員会議で、打ち合わせで随時）	

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動
◇：地域の取組や活動
(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

